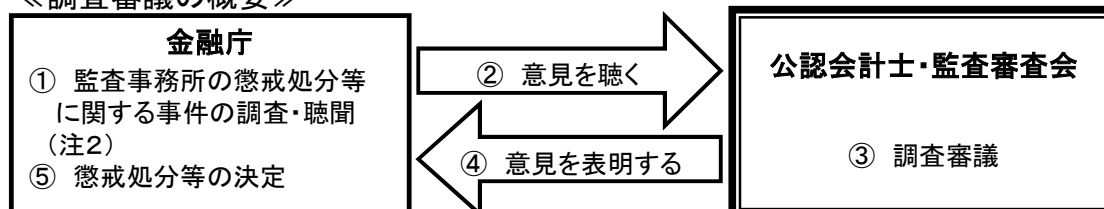


第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が監査事務所に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、監査事務所が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

令和5年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は3件であり、その概要は以下のとおりである。

《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第459回審査会（令和5年6月29日）	公認会計士1名
事案2	第471回審査会（令和5年12月26日）	太陽有限責任監査法人 公認会計士2名
事案3	第473回審査会（令和6年1月25日）	公認会計士1名

事案 1

不正に交付を受けた公認会計士の登録証明書を用いて税理士登録を行った公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案（信用失墜行為）に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和5年7月20日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 A
業務停止3月（令和5年7月25日から令和5年10月24日）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、令和3年4月8日付で公認会計士法上の欠格条項に該当することとなったにもかかわらず、日本公認会計士協会に対し、令和4年1月14日に至るまで、公認会計士等登録規則（昭和42年大蔵省令第8号）第7条第1項に規定する公認会計士登録の抹消に関する届出書を提出しなかった。

さらに、上記の公認会計士は令和3年8月4日付で、日本公認会計士協会に対し、欠格条項に該当していることを秘して、使用目的を税理士登録、提出先を近畿税理士会とする公認会計士の登録証明交付願を提出し、日本公認会計士協会より同月5日付で交付を受けた登録証明書を用いて、同年10月20日付で税理士登録を行った。

当該事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 2

重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した太陽有限責任監査法人及び当該監査法人の社員である公認会計士（2名）に対する懲戒処分等事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和5年12月26日に当該監査法人及び公認会計士に対して処分及び懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 太陽有限責任監査法人

（1）処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
（令和6年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3月
（令和6年1月1日から同年3月31日まで）
※ 併せて、同日、約9,600万円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

（2）処分理由

太陽有限責任監査法人の社員である下記2名の公認会計士が、株式会社ディー・ディー・エスの平成29年12月期、平成30年12月期及び令和元年9月第三四半期から令和3年12月期に係る開示書類の訂正報告書に記載された財務書類並びに令和4年3月第一四半期の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

当該監査業務に係る審査を実施した社員は、上記処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有すると認められる。

（根拠条文：公認会計士法（昭和23年法律第103号）（以下「法」という。）第34条の21第2項第2号、同条第3項）

2. 公認会計士

（1）懲戒処分の対象者及び内容

- ・公認会計士 A
業務停止6月（令和6年1月1日から同年6月30日まで）
- ・公認会計士 B
業務停止6月（令和6年1月1日から同年6月30日まで）

（2）処分理由

上記2名の公認会計士は、株式会社ディー・ディー・エスの平成29年12月期、平成30年12月期及び令和元年9月第三四半期から令和3年12月期に係る開示書類の訂正報告書に記載された財務書類並びに令和4年3月第一四半期の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

（根拠条文：法第30条第3項において準用する同条第2項）

事案3

株式価値算定業務に係る不適切な会計処理に協力した公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案（信用失墜行為）に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和6年2月2日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

1. 懲戒処分の対象者及び内容

・公認会計士 A

業務停止 6 月（令和 6 年 2 月 9 日から令和 6 年 8 月 8 日まで）

2. 処分理由

上記の公認会計士は、B 社が外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を免れるために、過大に算定された同外国法人の株式価値を前提とした引受価額で当該株式を引き受け、前記売掛金の全額を現物出資するなどの取引により同外国法人を子会社化するなどの一連の行為（以下「本件一連の行為」という。）を行った際、引受価額が正当な根拠に基づくものであることを装うために利用されることを知りながら、令和 2 年 7 月、B 社から同外国法人の株式価値算定業務の依頼を受け、真実は同外国法人株式には引受価額に相当する価値がなかったにもかかわらず、引受価額以上となるように同外国法人株式の 1 株当たりの株式価値を過大に算定し、これに基づき、同年 8 月、同外国法人に係る株式価値算定書を作成して B 社に提出し、B 社による本件一連の行為に利用させた。

以上の行為は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。